

# 摩耶大橋・港湾幹線道路使用料減免措置実施要領 の一部改正の概要

## 1. 改正の趣旨

港湾幹線道路（ハーバーハイウェイ）で ETC システムが利用可能となることに伴い、港湾事業者に対する減免措置の対象を ETC 利用車に限定するため、実施要領の一部を改正します。

## 2. 改正案の概要

### (1) 減免対象車両

減免対象車両の要件に、ETC システムを利用してハーバーハイウェイを通行することを加えて、対象を ETC 利用車両に限定します。これに伴い申請の際、新たに車両ごとの ETC カード番号の登録が必要となります。

### (2) 減免内容

これまで紙で交付していた減免通行券を廃止し、申請時に承認を受けた車両・ETC カードで、ETC システムを利用して無線通行した場合に使用料を減免します。併せて、事業用車両では年間 700 枚(回)、自家用車両では年間 150 枚(回)としていた上限は廃止します。

## 3. 施行予定日

令和 6 年 4 月 1 日